

別表第四号の二 特定無線局の変更等申請書の様式(第25条の2第1項及び第2項関係)(総合  
通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定無線局変更等申請書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿(注1)

収入印紙貼付欄  
(注2)

電波法第27条の8第1項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無  
線局免許手続規則第25条の2に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第27条の9の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、  
無線局免許手続規則第25条の2に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

(注3)

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、  
電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を  
請求します。(注4)

記

1 申請者(注5)

住 所	都道府県一市区町村コード [ ]
	〒( - )
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 変更等の対象となる無線局に関する事項(注6)

① 特定無線局の種別	
② 包括免許の番号	
③ 備考	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
- (1) 免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
  - (2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。
  - (3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。
- 3 該当する□にレ印を付けること。
- 4 申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
- 5 1の欄は、次によること。
- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
  - (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
  - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
  - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
  - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 6 2の欄は、次によること。
- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。
  - (2) ②の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
  - (3) ③の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 7 申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書(書面申請等による場合に限る。)の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

8 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。